

令和7年度茨城県在宅医療基盤整備事業実施要項

1 事業の目的

高まる在宅医療のニーズに対応していくため、新たに在宅医療を始めようとする、又は在宅医療の取組を拡充しようとする医科の病院又は診療所の裾野を広げていくことが重要である。

本事業は、在宅医療に必要な設備整備を支援し、もって在宅医療の実施体制強化を図ることを目的とする。

2 事業主体

- (1) 新たに在宅医療を始めようとする医療機関
- (2) 在宅医療の取組を拡充しようとする医療機関

3 事業内容

- (1) 訪問診療で使用する医療機器、患者情報を共有する際に活用する電子情報通信機器（タブレット型端末等）、自家発電装置等の導入経費補助
- (2) 補助対象
 - ①新たに在宅医療を始めようとする医療機関
 - ②在宅医療の取組を拡充しようとする医療機関
 - ・対応患者数の増加等の拡充を予定している場合
 - ・在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院において機能強化型へ移行する場合
 - ・他の在宅医療実施医療機関と共同利用による連携・支援を行う場合など

4 用語の定義

- (1) 新たに在宅医療を始めようとする医療機関とは、令和7年3月31日までの間に診療報酬上の在宅患者訪問診療料を算定していない医療機関で、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に診療報酬上の在宅患者訪問診療料の算定を計画している医療機関をいう。
- (2) 在宅医療の取組を拡充しようとする医療機関とは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間と比較して、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における診療報酬上の在宅患者訪問診療料の算定回数の増加、又は令和7年3月31日までの間に算定を行っていなかった在宅療養指導管理料や在宅療養指導管理材料加算の算定を計画している医療機関をいう。

または、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、在宅療養支援診療所3から1又は2へ、在宅療養支援病院3から1又は2へ厚生局への届出を変更した医療機関、他の在宅医療実施医療機関と連携及び支援するため機器を共同利用する医療機関をいう。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和7年10月10日に施行し、令和7年4月1日から適用する。